

あり方検討会「中間のまとめ」に関する委員等からの意見及び対応

箇所		意見	対応
全体		時期的に「中間のまとめ」ではないのではないか。位置付けを再考する必要がある。	タイトルを「特別養護老人ホームの施設整備基準等に関する検討結果」に変更した。
全体		質的な表現、評価を加えているような表現は、誰がそう考えているのか不明確であり、避けた方がよい。	全体的に表現を見直した。
全体		検討委員会の位置付けは、都の施策決定の資料するために外部委員を含め中立的な立場で検討するものであり、報告書で都の考え方として打ち出すのは時期尚早。議会軽視と受け取られるおそれもあることから、せめて条例案を議会に説明できるようになる段階までは、委員会の意見としておく方がよい。	編集者名義を「東京都」から「検討委員会」に変更した。都としての結論ではなく、委員会としての意見であることが分かるように表現を見直した。 (例)「建物の階数に応じて、上記のような独自基準を規則で設けることとします。」⇒「上記の検討を踏まえ、建物の階数に応じて、独自基準を規則で設けることが適当と判断しました。」 また、「はじめに」の部分で、委員会の検討結果を踏まえて条例案を提案することとなるプロセスについて記述した。
全体		「入居者」と「入所者」は文言を統一した方がよいのでは。	ユニット型については「入居」、従来型については「入所」と用語の使い方を区分することを徹底した。
全体		独自基準に関する部分を第1章、ユニット的なケアの実現の部分を第2章とした方がよいのではないか。	独自基準と委員その他意見が連続するように構成を見直し、全体を2章構成とした。
はじめに 1ページ		専門的な知識がない人が読んでも理解できるように、特養とは何か、ユニットケアとは何かということからはじめた方がよい。	構成及び文章を全面的に見直した。
はじめに 1ページ		区長会からの要望を受けて都が多床室整備に補助を行うことにしたのか、事実確認を。	区長会の要望では多床室整備についての直接の言及がないため、要望に関する記述を削除した。
はじめに 2ページ		従来型についても施設整備費補助の対象としたことを説明するぐだりで、低所得者の方の定義が後に来ているため理解しにくい。	低所得者に関する定義を先に行い、理解しやすくなるよう文章を見直した。
はじめに 3ページ		委員会の検討事項として①独自基準②多床室整備③ケアのあり方の3点が挙げられているが、この報告書の対象となっている部分、今後議論する対象となる部分があいまいである。	これまでの議論の対象、報告書の対象、今後の議論の対象が明確になるよう記述を見直した。
第2 8ページ	東京の現状	「特性」よりも「現状」とした方がよいのではないか。	項目タイトルを変更した。
第2 8ページ	東京の現状	低所得者の割合など、大都市特有と言えないものが含まれている。あえて「大都市」とする必要はないのではないか。	項目タイトルから「大都市」を削除した。
第2 9ページ	東京の現状	区部についての整備が進んでいないことをあえて言及する必要はないのでは。	削除した。
第3 11ページ	独自基準	第2の大都市東京の現状とのつながりが不明確では。	第2とのつながりを意識した表現に見直した。
第3 12ページ 以下	独自基準	囲みの中で結論を示している以上、それに続く本文で改めて「結論」とするのは不自然。「解説」とすべきでは。	これまで「結論」としていた部分を「検討内容」の中に入れ込むか、「解説」とした。
第3の1 12ページ	廊下幅	ユニット型と従来型とでは、廊下のイメージが異なる。また、廊下の幅が広すぎるとの施設の意見について言及しているが、一方で、廊下を活用している事例もある。	ユニット型と従来型とで異なる基準が適用となる理由を記載した。また、工夫により廊下を活用している事例があることについての記載を加えた。
第3の1 13ページ	廊下幅	廊下の現状を知るためのアンケートが、なぜ数箇所を対象として行ったのか説明が必要ではないか。	ユニット型、従来型のバランスを考えて抽出しており、対象施設の内訳を記載した。
第4→第3の2 14ページ	廊下幅についての基準の特例	廊下幅についての独自基準の緩和については、別に章を設けるのではなく、廊下幅の独自基準の部分で述べればよいのではないか。	廊下幅の独自基準とその特例が連続するように構成を見直した。
第4→第3の2 14ページ	廊下幅についての基準の特例	「制約を解消する必要」「整備を認めることが必要」との言い回しは、他と比べて表現が強すぎのではないか。	利用者の安全・安心への配慮について言及するとともに、表現を見直した。
第4→第3の2 15ページ	廊下幅についての基準の特例	「バリアフリー法」という法令名はなく、法改正もあったことから、法令名を正確に記載する必要がある。	「バリアフリー法」という表現は削除し、正式な法令名のみを記載した。
第3の2 18ページ	バルコニーの幅	バルコニーについての検討が、特別避難階段の項に入っているのは違和感がある。	避難設備に関する議論の中で、バルコニーについても議論されたものであり、この位置が最も適当と判断した。
第3の2 18ページ	バルコニーの幅	「所管課では数値による規制は行っていません。」との記述は表現を見直すか削除すべき。	当該表現を削除するとともに、マニュアルの数字は、条例に基づく基準ではなく、望ましい水準として例示されているとの説明を加えた。
第3の3 21ページ	ユニットの定員	夜勤者の数は、24人に1人でいいということではなく、法令の基準だけで言えばという形で書いていただきたい。	2ユニットごとに1人の夜勤者、25人ごとに1人の夜勤者を置いたと仮定して計算した数字であること、1ユニット当たり12人という独自基準の提案は定員の上限の提示であり、実際には、事業者が施設あるいはユニットの構造、入所者の特性等を十分に勘案して夜勤者の配置を決定する必要があることを明記した。
第3の3 21ページ 27ページ	ユニットの定員	ユニット型の職員配置の検討のために従来型の夜勤基準を根拠とすることに疑問がある。	従来型の夜勤基準による試算であることを明確にするとともに、「委員その他意見」として取り上げた。
第3の3 21ページ	ユニットの定員	「1人の夜勤者によるケアの質が保てる定員上限は25人」とする記述は根拠がないのではないか。	現行の夜勤職員配置基準を基にした仮定の数字であることを明確にした。
第3の3 22ページ	ユニットの定員	定員を15名より12名の方が望ましいとする根拠が不明確では。効率を求めればよいととらえられかねない。	試算に基づくものであること、限られた職員を日勤及び夜勤ともに手厚く配置できることを明確にした。
第3の3 22ページ	ユニットの定員	試算について説明不足ではないか。検討時の議事録を読まないと理解困難。はじめて読む人にも分かりやすくする配慮が必要。	試算の前提条件、計算経過、結論に至る理由を詳細に記載した。
第3の3 27ページ	ユニットの定員	1ユニット12人とすると、施設の定員数に端数が発生するので、加算基準、人員配置基準とのすり合わせが必要ではないか。	「委員その他意見」として取り上げた。実際には、様々な条件を勘案して、基準内で運営法人が適切な施設定員及びユニット定員を判断することとなる。
第4 28ページ	委員意見(居室の定員)	社福軽減事業について、もう少し説明が必要では。	生保受給者がユニット型に入居できなかった理由、入居可能となった理由を追記した。
第2章 29ページ	既存の従来型施設がユニット型に近づけるための方向性	ユニット化するということと個室化するということとは、やり方も効果も異なるものであることを認識できる形で書いていただきたい。	項のタイトルを「既存の従来型施設においてユニット的なケアを実現するための方向性」に変更した。また、「ユニット化」と「個室化」がコールの関係とはならないことについて説明を追加した。
第2章 30ページ	準ユニットケア加算	準ユニットケア加算について、もう少し説明が必要では。	前段で加算制度についての説明を加えた。